

一般社団法人千葉看護学会 会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人千葉看護学会（以下、本学会）定款第3章に規定する会員について必要な事項を定める。

(入会手続き)

第2条 正会員になろうとする者は、所定の様式による入会申込書を学会事務局に提出し、理事会の承認を受けるものとする。この申込は学会の設けるウェブサイトを通じて電磁的に行うことができる。

(会費)

第3条 会員は、会費として事業年度ごとに次に定める額を納めなければならない。

正会員 8,000円

2 新入会の場合は入会申込時に当該年度の会費を納めるものとする

3 納められた会費は、いかなる理由があっても返却しない。ただし、所定の金額を超過して納められた会費については、原則、次年度年会費として充当するものとする。

(会員の特典)

第4条 会員は、次の特典を受けることができる。

(1) 一般社団法人千葉看護学会会誌およびニュースレターの受領

(2) 一般社団法人千葉看護学会学術集会での発表

(3) 一般社団法人千葉看護学会会誌への投稿

(4) 一般社団法人千葉看護学会研究活動支援事業への申請

(5) 本学会が主催する研究会・セミナーへの会員資格による参加

(6) 本学会が協賛あるいは共催する行事への会員資格による参加

(退会)

第5条 正会員は所定の様式による退会届に必要な事項を記入し事務局に提出することで、任意に退会することができる。退会届の提出にあたっては、当該年度分の会費は納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 第3条に規定する会費の滞納が2年以上に及ぶ場合、資格喪失の措置をとる場合は理事会にその内容を報告し、承認を受ける。

(再入会)

第7条 本学会は、退会した者の再入会を認めることができる。

2 資格喪失された者が再入会する際は、未納であった2年分の会費を遡って支払わなくてはならない。

(会員の届け出義務)

第8条 会員は、入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、遅滞なく学会事務局に届けなければならない。

(会員の英語名称)

第9条 会員の英文標示は、Member of Chiba Academy of Nursing Science とする。

第2章 名誉会員

(名誉会員)

第10条 名誉会員とは、定款第5条に基づき理事長がこれを推薦する。

2 名誉会員の候補者は、被推薦時に本学会の会員であり、かつ現に理事・監事ではなく、年齢が前年度末日で70歳を越え、かつ常勤の職務についていない者で、以下の条件のいずれかを満たす者とする。なお、法人化前の千葉看護学会において以下のいずれかの条件を満たす者も審議の対象とする。また、法人化前と法人化後の期間を合算できるものとする。

- (1) 理事長あるいは副理事長に在職した者
- (2) 本学会の理事・監事（法人化前の理事・監事）を6年以上経験した者
- (3) 本学会の評議員（法人化後の代議員）を9年以上経験した者
- (4) 学術集会会長を務めた者
- (5) その他：当学会の理念「研究と実践の往還」の実現に貢献し、名誉会員の称号にふさわしい者

3 推薦は原則として年1回とする。

4 名誉会員に推薦された者は、理事長よりその内示があったときに、辞退を申し出ることができる。

5 名誉会員の称号は永続的である。

(名誉会員の権利)

第11条 名誉会員の権利は、以下のとおりとする。

- (1) 翌年度からの会費納入義務はないものとする。
- (2) 役員の被選挙権及び選挙権は有しない。
- (3) 学術集会への参加や研究を発表することはできるが、諸経費は会員と同様に負担する。

(名誉会員の英語名称)

第12条 名誉会員の英文標示は、Honorary Member of Chiba Academy of Nursing Science とする。

附 則

本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

本規程は、2024年4月1日より施行する。